

## 平成 27 年度 クマ類保護及び管理に関する検討会

### 議事概要

日時：平成 28 年 2 月 19 日（金）13：30～16：30

場所：一般財団法人自然環境研究センター 7 階会議室

#### 出席者

#### 検討委員

大井 徹	石川県立大学 生物資源環境学部 教授
小池 伸介	東京農工大学大学院農学研究院 講師
佐藤 喜和	酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類 教授
野崎 英吉	石川県環境部自然環境課 課長補佐
羽澄 俊裕	環境省登録・鳥獣保護管理プランナー

#### 事務局

東岡 礼治	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	鳥獣保護管理企画官
安藤 健一	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	室長補佐
山崎 貴之	自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室	共生事業係長

滝口 正明 一般財団法人 自然環境研究センター

小林 喬子 ”

梅村 佳寛 ”

#### 議事

- (1) クマ類の保護・管理に関する最近の動向について
- (2) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)改訂素案について
- (3) 平成 27 年度クマ類の保護・管理に関するレポートについて
- (4) その他

#### 配付資料

#### 出席者名簿

資料 1 クマ類の保護・管理に関する最近の動向について

資料 2 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)改訂素案

参考資料 1 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成状況

参考資料 2 保護管理ユニット及び監視区域(新規設定)の状況

#### 議事概要

(1) クマ類の保護・管理に関する最近の動向について

(資料 1、参考資料 1 を説明)

(2) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)改訂素案について

(資料2、参考資料2を説明)

➤ . はじめに～ . 個体数水準を基準とした保護・管理

(委員) ガイドラインの中で特に重要になることを示したもので、それが明確に分かるようなタイトル(例: 改訂案のポイント)にした方がよい。改訂素案では読んでもらえないと思う。

(事務局) 表現については検討する。

(事務局) 捕獲上限割合をヒグマとツキノワグマで同じ値にしたが、良いか。

(委員) 繁殖率等に関わるデータがそろってきた中で、ツキノワグマと同等と考えてよいと思う。

➤ . ゾーニング管理の推進

(委員) P. 6のゾーン2に関して、コア生息地を設ける目的として「クマ類の保全」とあるが、人間の手を加えずにクマ類の個体群を健全な状態に保つのが目的であるので「保護」が適当だと思う。P. 10の表5の記載では「コア生息地では保護を中心とした対策を行う」と「保護」を使っている。

(委員) 現実的に、コア生息地すべてを鳥獣保護区等に設定することは難しいので、狩猟は良いが、有害捕獲等を行わないという方向が良いのではないか。捕獲を全く行わない場合、奥山のモニタリング情報が入ってこなくなるという懸念もある。

(委員) コア生息地であるかないかは、狩猟を行うか行わないかという点だけだと思っている。鳥獣保護区の設定には、行政としても労力がかかり、地域の同意も必要となるが、鳥獣保護区をクマの保護地域であると明確に位置付けることで、保護と排除のメリハリがつく。鳥獣保護区で問題が発生した時は、有害捕獲で対応することができる。

(委員) 鳥獣保護区において、クマに関しては狩猟を認める地域、認めない地域など、個体数水準に従い、管理ユニットごとに対応を決めていくという方針はどうか。

(事務局) 表2のゾーン区分と設定目的は再度検討する。P. 9で示している「ゾーンごとに取り組むべき対策及び役割分担(例)」の生息環境管理の部分において、コア生息地では鳥獣保護区等の設定という項目を入れている。ゾーンごとの対応の導入部分で、被害防除・出没抑制対策、生息環境管理、出没対応のつながりを分かりやすく記述することでフォローしたい。

(委員) P. 7の表3に「里地」という言葉が出てくるが、概念があいまいで人によってとらえ方が異なる。他にも出てくる「低山帯」や「里地」などと併せて、言葉の整理が必要である。表2で示している「緩衝地帯」の概念は「集落と人間活動優先地域の周辺」というように、少し絞った表現をした方がよい。

(事務局) 「保全」と「保護」の使い方については精査する。また、その他の言葉についても全体を通して整合性をとれるよう統一を図る。

(委員) P. 7の表3では緩衝地帯がないパターンも示しているが、人が住んでいる以上は緩衝地帯をイメージしなくてはならない。

- (委員) 緩衝地帯は、面積としては最も広いところであるため、集落や農地に近い部分も山奥にあるコア地域に近い部分もあるという意味では、かなり弾力的に運用される部分である。特に西日本のようなモザイク状の地域では、非常に扱いが難しい地帯であり、地域によってイメージが大きく異なると思う。
- (事務局) 改訂にあたり、コア生息地と人間活動優先地域に注目していたが、緩衝地帯についても丁寧な説明を加える。
- (委員) コア生息地と緩衝地帯を標高(「高山」「低山」)で分けているが、立地(「奥山」「里地里山」等)で分けた方が良いと思う。
- (委員) コア生息地を「奥山」としてとらえた場合、地域住民の方に選択する幅が生まれて良いと思う。
- (委員) 表3のゾーニングパターンの例の3つ目は、実際は排除地域の周りにドーナツ状に緩衝地帯があるのだと思う。緩衝地帯は場合によって数kmの幅の場合もあるし、集落や農地の周辺に100mという場合もある。その様な書き方にすると伝わると思う。
- (事務局) どのような地域でも緩衝地帯はあると思うので、そこを再整理したい。
- (委員) 特定計画を策定するためのガイドラインなので、ゾーニングパターンの例示は都道府県が行うものをイメージしないと混乱する。現在の案は市町村が行うゾーニングパターンであり、都道府県が作る特定計画の場合はさらにスケールが大きくなる。
- (委員) 都道府県が市町村にゾーニングを指示する場合には、現在の案のようになる。ゾーニングは各市町村や各集落の意向を反映させないと実施できないので、市町村・集落からのボトムアップの見解と都道府県が設定する大枠のゾーニングの方針を調整することが、都道府県の業務である。
- (事務局) P. 5に、「ゾーンの設定や各ゾーンで実施する対策を検討する際は、市町村や地域住民が中心となり、その際国や都道府県は助言や支援をする」と記載しているので、この流れに沿った形で、表3をどのように示すか検討したい。
- (委員) 特定計画を立てるのは都道府県であり、実際の防除や排除を行う主体は市町村である。具体的な役割分担を丁寧に示せば分かってもらえると思う。
- (委員) P. 5の3段落目が重要なプロセスである。「合意形成を図るための十分な話し合いの場を設ける」という部分をフローチャート図として載せて、その中で都道府県の特定計画や市町村の被害防止計画を示すと良い。
- (委員) 表4でゾーンごとに取り組むべき役割分担が示されているので、その前にゾーニングをするための役割分担の図を入れると良いのではないかと。
- (事務局) 初めの部分にそのような図を入れる。
- (委員) 表5の防除地域の対応について、水準3と4の内容は変わらないので合わせて良いと思う。
- (事務局) 現場で対応する際には、その方が良いと思うので水準3と4は合わせる。前ページに「被害を減少させるためには加害個体の選択的捕獲が重要」と書いているので、それと合うような形で表現を変えたい。

(委員) 制度上はその地域で被害が発生していれば加害個体を特定しなくても有害捕獲許可申請が行える。また、緩衝地帯において水準3、4で狩猟や個体数調整を実施できるのであれば、水準4であればどの地域に出没しても被害が発生しているのであれば捕殺を検討しても問題ないと思う。

(事務局) 被害防除・出没抑制、生息環境管理、出没対応についてそれぞれの対応を分かりやすく示す。防除地域において防除はきちんと実施し、その上で被害が発生した場合は捕殺を検討ということが分かるような示し方にする。

(委員) 表5について、対応が省略されている水準があるので、同じであっても記載すべきである。

(事務局) その通り修正する。

➤ . 広域保護・管理の推進

(委員) 「コア生息地においてクマ類の個体数が十分に担保されているかをモニタリングする」とあるが、ゾーニングをする中で、コア生息地が確保できない地域も出てくると思う。その時に、コア生息地に特化してクマの個体数が十分担保されているとするのはどうか。クマの個体数ではなく密度とした方が良いかもしれない。

(事務局) 「個体数水準が高い保護管理ユニットについては」と但し書きはしているが、ゾーニングについて再整理するので、その部分と対応して書きぶりを変えたい。

(委員) 広域保護・管理のメリット2があるので、具体的なメリット1、3、4があるのだと思う。メリット2は前の部分に移動させると良い。

➤ . 保護・管理目標や地域の状況に応じたモニタリング方法の選択

(委員) 都道府県によってはコア生息地が限定的な場合もあることが考えられるので、そこで十分な個体数が担保されているということは難しくなる。コア生息地が「奥山」という表現になる等の変更をするのであれば、他の章との再整理が必要となるだろう。

(委員) 個体数水準ごとの管理の中には、里山特定個体や問題個体の話が出てくるので、全体の個体数の話とは別に里山特定個体のモニタリングについても触れるべきだと思う。里山特定個体を減らすことの重要性や評価方法について加えた方がよい。

(事務局) 個体の問題度を管理方針の中に取り入れている自治体等が、どのように問題個体をモニタリングしているかについて、情報収集をして記載できたら良いと思う。

(委員) 里山特定個体の管理指針が今回の案には含まれていない。地域住民にとっては、里山特定個体のモニタリング結果とそれを受けた対応(管理指針)を示すことが望まれていると思う。

(事務局) P.10で「クマ類の行動や問題度に応じて対応を変える必要がある」としている。ガイドラインでは、各自治体や現場の状況に応じて問題度の判断基準等は設定すべきであること、その参考になるよう表6で実施事例を示している。里山特定個体とクマ類の問題度や有害性という言葉がつながるような書き方にする。

(委員) コア生息地の個体数が十分かどうかのモニタリングがあるので、里についても個体のモニタリングは必要だと思う。里山の個体のモニタリングをゾーニング管理論にフィード

バックするというつながりが重要ではないか。

(事務局) 里山特定個体のモニタリングについては重要な項目なので、情報収集をして盛り込んでいきたいと思う。

(委員) 表1で示されている、里山特定個体の捕獲枠3%上乗せについて、ゾーニングをしないと実施できないのか。

(事務局) 「防除地域では」としているので、ゾーニングは前提となる。

(委員) 捕獲枠を3%上乗せするために、適当にゾーニングを行う自治体が出てくると本末転倒である。里山特定個体の定義等について明確にしておかないと、捕獲枠を増やすために運用されてしまう恐れがある。

(事務局) モニタリングの項については、「コア生息地の個体群のモニタリング」に併せて、今後の改訂作業を行う中で「里山個体のモニタリング」も含めていきたいと思う。

#### (4) その他

(委員) 環境省として、クマ類が生息している全都道府県について特定計画を策定するような方向性で考えているのか。ガイドラインを作成する際の参考にしたい。

(事務局) 地域により問題になっている獣種が異なるため、取り組むべき優先順位はあるが、今回のガイドラインでは広域保護・管理を推進していくので、クマ類が生息している都道府県には特定計画の作成を進めてもらいたいと思っている。

(委員) 北海道の保護管理計画では人材育成捕獲として、経験のあるハンターがクマを捕獲する技術を伝える目的で新人ハンターと春季に捕獲を実施する試みが始まっている。クマ類の捕獲はシカやイノシシとは異なる。特定計画の中でも、例えば人身事故が発生した際に対象のクマを確実に捕獲する技術や人材について考え始めた方が良いと思う。

(事務局) 次年度以降、改訂版を作成する中でそのような観点も盛り込んでいければと思う。

(事務局) シカやイノシシとは捕獲をする人の技術が異なることも踏まえて、クマ類に特化した保護・管理のひとつのオプションとして盛り込んでいく方向で検討する。

(委員) 本ガイドラインがカバーしている多くは、分布拡大や個体数が増加している地域の管理についてだと思う。四国のクマについては、さらに踏み込んだことを考えないと保護できない段階になっていると思う。環境省(本省)の方で積極的に取り組みを強められるよう期待している。

(事務局) 地方環境事務所で調査を進めているので、各県に働きかけて、連携した取り組みができれば良いと思う。

以上